（略）	（略）	（略）	（略）
第百十四条の三十四第二項	第二十三条の二の五第六項（同条第十三項	第三十七条の二の二十八第二項	第四十条の五第二項（同条第七項
第百十四条の三十五	第三十七条の二の二十八第二項	第三十七条の二の二十六第二項	第四十条の五第二項
第百十四条の三十六	第三十七条の二の二十九第二項	第三十七条の二の二十七第二項	第四十条の六第二項
（略）	（略）	（略）	（略）
第百十四条の七十一第一号	法第二十三条の二の五第一項又は第十三項の承認	基準適合性認証	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項
	承認（法第二十三条の二の六の三第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第二十三条の二の五の承認）	承認	
	五年間。ただし、法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価を受けなければならない医療機器又は体外診断用医薬品（承認（法第二十三条の二の六の三第一項の条件及び期限を付したものを除く。）を受けた日から使用成績に関する評価が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、使用成績に関する評価が終了するまでの期間	五年間	
（略）	（略）	（略）	（略）

3　（略）

4　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の七十四	（略）	（略）
	第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十三項	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
第百十四条の三十四第二項	第二十三条の二の五第七項（同条第十五項	第三十七条の二の二十六第二項	第四十条の五第二項（同条第七項
第百十四条の三十五	第三十七条の二の二十六第二項	第三十七条の二の二十七第二項	第四十条の五第二項
第百十四条の三十六	第三十七条の二の二十七第二項	第三十七条の二の二十八第二項	第四十条の六第二項
（略）	（略）	（略）	（略）
第百十四条の七十一第一号	法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認	基準適合性認証	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項
	承認（法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第二十三条の二の五の承認）	承認	
	五年間。ただし、法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価を受けなければならない医療機器又は体外診断用医薬品（承認（法第二十三条の二の六の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。）を受けた日から使用成績に関する評価が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。）に係る資料にあつては、使用成績に関する評価が終了するまでの期間	五年間	
（略）	（略）	（略）	（略）

3　（略）

4　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の七十四	（略）	（略）
	第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項
（略）	（略）	（略）